

## 第二節 神仏分離と廃仏毀釈

### 神 仏 分 離

廃仏毀釈の実力行使の動きはすでに幕末期に水戸藩や薩摩藩などでみられたが、それがより徹底的に押し進められたのは明治に入ってからである。すなわち、慶応四年（一八六〇）三月十三日、明治新政府は、「王政復古神武創業ノ始ニ被為基、諸事御一新祭政一致之御制度」にかえることを布告して古代律令制の中心にあった神祇官を再興し、全国の神社や神主以下を支配下においた。ついで、同十七日には諸社に対し、僧形で神社に仕えている社僧や別当の復飾（還俗）を命じ、同二十八日には、いわゆる神仏判然令を発し、（一）「中古以来某権現或ハ牛頭天皇之類其外仏語ヲ以神号ニ相称候神社」に由緒の書き上げを命ずるとともに、（二）仏像を神体としている神社は仏像を取り払い、本地仏・鰐口・梵鐘・仏具の類も取り除くべきことを命じた（四月十日に<sup>も再度布達</sup>）。さらに閏四月四日には、別当・社僧は還俗のうえ、神主・社人と名を改め、神道に転ずるよう布達した。

維新政府は、神道の国教化政策をすすめる立場から、奈良時代末期からつづいてきた神仏混淆を否定し、神社と寺院をはっきり分離させようとしたのである。長年にわたって仏教勢力に押さえられてきた神職の中には、その鬱積をはらすかのように、寺院や仏像・仏具類の破壊に走るものも現れた。いわゆる廃仏毀釈の運動である。これによって寺院は大きな打撃を被った。たとえば、延暦寺の鎮守社である近江坂本の日吉神社は、もと日吉山王権現社といひ、きわめて仏教色の濃い神社であったが、同四年四月一日、社人の樹下茂国が、神官や坂本村の農民など約四〇人を引き連れて同社に乱入し、軸物・仏像・経巻・仏具類などありとあらゆる仏教的なものを焼いてしまひ、

社名も日吉神社と改めるなど、徹底した実力行使を行った。政府は、同月十日「社人共俄ニ威權ヲ得、陽ニ御趣意ト称シ、実ハ私憤ヲ霽シ候様之所業出来候テハ、御政道ノ妨ヲ生シ候而已ナラス、紛擾ヲ引起可申ハ必然ニ候」として、粗暴の振舞のないように諭し、九月十八日には神仏分離は「破仏之御趣意ニハ決而無之」と布達したが、廃仏毀釈の嵐は全国各地に吹き荒れた。

空寺になる 寺社王国を誇った大和では、神仏分離の影響はとりわけ大きかった。妙楽寺を称してきた多武峰興福寺は、談山神社となることで難を免れたが、蔵王権現を抱えた吉野の金峯山寺は苦境に立たされたし、石上神宮境内の永久寺や大神神社の神宮寺だった平等寺や大御輪寺は廃寺になった。十津川郷では、明治六年(一八七三)郷内すべて、寺院を廃して神道一色になる。市内では旧添上郡柳生村丹生も全戸をあげて廃寺を断行した村である。

丹生には、平等寺と福王寺(奥伊豫)という二つの寺があり、明治十年(一八七七)には真言宗の戸数は七六を数えたといひ、また同十九年(一八八六)に村をあげて廃仏をし、神道(大成)に改宗したという(「柳生の」)。

しかし、廃寺の年代も確たる史料があったわけでもないし(岸田定雄「大和の廃仏毀釈と旧柳」、「寺院明細帳」(明治二)の「平等寺」由緒の項には「創立年号不詳自今建物等皆ケ所無之ニ付当今ハ福王寺へ合シ只寺号アルノミニシテ檀徒協議ノ上今後再興ノ目的無之ニ付廃寺出願可仕候也」とあり、少なくともこれが提出された明治二十四年(一九〇六)六月以前は廃寺にはなっていないことになる。また廃寺の原因についても村の古老がいう寺の維持費の問題だけでもなさそうであるし、むしろ村民のなかに平田派の影響を受けたものがいたのではないかとという岸田定雄の説があるが、今のところこれを裏付ける有力な史料が見つかっていない。ただ、この村では廃寺の時期がかなりあとにずれていることや、寺は廃寺となったが仏像は毀されることなく、そのまま残っていることなど他の地域とはおおい

第一章 明治維新と奈良

に様相が異なっている。今でも、村には「三  
日地藏」や「七橋まいり」など仏教色の濃い  
民俗行事が残っている（岸田前）。

こういつた時流のなかで春日社と一体関係  
にあった興福寺は、近世にもなお朱印領二万  
石（うち興福寺坊舎九六所）を擁する大寺院であ  
ったが、一時は廃寺同然となるなどその打撃は  
深刻であった。慶応四年（一八六八）三月末から  
四月にかけて一乗院・大乘院の両門跡以下、  
院家・学侶から仕丁にいたるまでがあいつい  
で復飾願を提出し、改めて「新神司」と呼ば  
れる春日社の神官に任じられた。旧興福寺の  
身分構成および復飾後の姓名は表5のとおり  
である。

このうち学侶の動きは注目される。公家出  
身の門跡・院家ら二〇人は同年四月十三日に  
そろって復飾願を提出したが、士族出身の学  
侶一五人は身分的な取扱いをめぐって旧公家

表5 興福寺住僧の身分構成

身分別	塔 頭 名 (人 名)
門 跡 (2人)	大乘院(松園隆温) 一乗院(水谷川忠起)
院 家 (4人)	修南院(南光慶) 喜多院(鹿園空晁) 松林院(松林為成) 東北院(北大路実慎)
学 侶 (35人)	公家出身(20人) 成身院(芝小路豊訓) 延寿院(藤大路納親) 慈尊院(太秦供康) *無量寿院(梶野行篤) 養賢院(栗田口定孝) 宝掌院(竹園用長) *正智院(南岩倉具義) 玉林院(穂稔俊弘) 中蔵院(北河原公憲) *不動院(小松行敏) 惣殊院(長尾頭慎) 五大院(中川興長) 賢 聖院(今園国映) 清浄院(藤枝雅之) *明王院(西五辻文仲) 恵 海院(鷺原量長) 慈門院(相楽富道) 龍雲院(芝亭実忠) 勸修坊 (河辺隆次) 妙徳院(杉溪言長) 士族出身(15人) 花林院(一色雅文) 世尊院(朝倉景隆) 楞嚴院(関秀英) 最勝院 (梅井順正) 知足坊(桂木由富) 摩尼珠院(藤沢公英) 蓮成院 (雲井春影) 安楽院(伊達幸春) 宝蔵院(鎌胤賢) 円明院(率川 秀宣) 観音院(尾谷直温) 勝願院(関根秀演) 大喜院(大喜多善 成) 弥勒院(南井忠文) 観禅院(東朝倉景規)

『明治維新神仏分離史料』および「旧興福寺院格の順序並祿高」および「旧興福寺住職并位格の順序」(『奈良  
県行政文書 旧神官僧侶編輯并給祿之義ニ付内務大蔵両省エ上申伺及願届之件』所収) および「旧幕判物高」  
(興福寺蔵) をもとに作成。学侶以下には堂司(3人)・三綱(4人)・衆徒(20人)・専当(8人)・承仕  
(17人)・仕丁(13人)のほか木守(1人)・陰陽師(1人)・律師(2人)・寺侍などがある。( )内は  
復飾後の姓名。\*印の4人は明治2月11日に京都の実家にもどる。

と足並みがそろわなかったらしく、遅れて復飾、翌二年（六五）三月、華族・士族の身分制に準じ、新神司のうち公家出身の学侶は堂上格（華族格）を賜わり、地下（士族）出身の学侶は従五位下を賜わったが新社司に改任された（三綱・衆徒らの新神）。やがて、堂上格の新神司は華族・男爵となる。しかし、明治五年（六三）新神司・新社司などは廃止され、明治八年（六七）には藤氏出身の新神司であった二大家は華族に列せられた。しかし、身分的な取扱いをめぐってその後問題を残し、さらに配当米下賜の問題と合わせて六年三月から八年にかけて率川秀宣ら旧士族出身者一五人から「旧神官身分編籍方之義ニ付上申書」や「嘆願書」がたびたび出されている（「奈良県行政文書」旧神官僧侶編籍并給録之義ニ付内務大臣函省エ上申向。及聞届之件」所収。）

こうして寺内から僧侶の姿は消え、空家同然となった興福寺ではその伽藍の処置をめぐって、ふたたび復籍のうえ、興福寺を再興しようとするもの、あるいはその管理権を得ようと働きかける東大寺僧などいろいろな動きがあったが、結局、同寺ともっとも関係の深かった西大寺と唐招提寺にその管理を任せることになった。そのうえ明治四年（六七）一月、政府は境内地を除くすべての社寺領の没収を命じ（上知令）、寺院の経済的基盤をうばったので、どこでも寺院は困りはてた。とりわけ興福寺の解体にいつそう拍車をかけることになった。同月には、興福寺旧一乘院門跡邸が借用という名目で没収され、梶庁にあてられた。翌五年（六七）に入ると、興福寺伽藍の整理・処分はいっそうすすみ、この年が頂点に達した。同年八月に奈良県は教部省に対し、「興福寺門堀空坊等所置方之儀ニ付伺書」を提出し、翌九月に一山すべて廃寺にするとの指令をうけた。

興福寺の門跡・院家や役僧の多くが還俗し、「新神司」として春日神社に入ったので、もともとの神職が神社からしめ出される波紋もおこった。明治四年神社制度が整えられ、明治五年に官国幣社および神職制度の発令により、旧来の春日社家や新神司・新社司のすべてが解職された。官幣大社に列せられた春日神社の宮司には、旧一乘院門

主水谷川忠起が補せられるが、官社の神職は官吏とされたので世襲は許されず、定員の枠もつくられた。そのため先祖代々春日神社に奉仕してきた社家の中で、神社を離れる者が相ついで。そのため野田(興公会)の社家町は全滅となり、高畑でも空家が目立つようになったという(四年の社寺領上知令で社家屋敷の免。税特権がなくなつたことによる)。

諸大寺の苦難  
興福寺以外の諸大寺も、神仏分離の影響を免れなかったが、その打撃は興福寺ほど大きくはなかつた。

東大寺は手向山八幡宮と分離することになり、八幡宮の神体(僧形八幡像)が吉城川に捨てられたりした(あとで東大寺の僧が拾ひあげたという)。東大寺でも、学僧以上の上級僧侶の大半が還俗したが、中堅の僧たちがふみとどまって法灯を守つた。薬師寺では、僧形八幡像をまつる鎮守八幡宮との分離が課題だったが、八幡宮の社殿に鰐口をかけていないなど昔から神仏分離になっているとの口上書を久我大納言に差し出すとともに、社地を分与することで解決した(社殿の修てて玄米一石も)。西大寺・大安寺・唐招提寺については、特筆すべきことはない。

これら諸大寺にとっては、神仏分離令よりも、明治四年(二公)に出された上知令がはるかに重大であつた。その所領が召し上げとなり、どこも深刻な経済的打撃を受けた。唐招提寺などでは、境内地も人手に渡り、堂舎のまわりを除いては田んぼになり、開山堂のある傾斜面は茶畑になつたという。薬師寺で豚を飼つたりしたのもこの頃のことである。質屋を営んだ塔頭も二、三あつたが、これは郡山藩の没落士族の娘が一軒に一人ずつほうりこまれ、糊口の道を得るためにやむなく始めたものであつた。唐招提寺にその質札が残っていたが、何とか一日だけでも念仏会をつとめたいと、その費用を捻出するために質入れたもので、末寺から念仏会に来た人を泊めるため尼ヶ辻の油屋という宿屋を特約(寺が荒れていて泊められなかつた)、その宿賃にあてたのだと伝える(『天和文化研究』第二巻、一〇一)。

表6 明治初期奈良の廃寺一覧

(その1)

校区名	旧村名	寺 院 名 (宗 派)
鼓 阪	雑 司 村 川 上 村 今 在 家 村 般 若 寺 村 奈 良 阪 村	東大寺塔中 華嚴院、妙嚴院、尊光院、見性院、金藏院、正源院、観音院、蓮乘院、 仏生院、深井坊、法住院、文殊院、自性院、無量寿院 道性寺(浄土宗)、阿閼寺 善性寺 高石庵 善城寺(浄土宗)
飛 鳥	北天満村 高畑村 下高畑村 山之上村 紀 寺 村	地藏堂 隔夜堂(時宗) 千藏院(真言宗) 頭塔寺(日蓮宗) 鑑地藏堂
椿 井	奥子守町 登大路町	清心庵 興福寺塔中 阿弥陀院、興善院、法輪院、文殊院、吉祥院、実相院、宝掌院、西発 志院、中院ノ屋、持宝院、清浄院、福成院、大持院、竹林院、観禅院、 福寿院、福生院、真如院、正智院、窪転経院、勅使坊、不動院、奥藏 院、西恩院、新坊、宝徳院、普門院、正坊院、金剛院、密嚴院、多門 院、常如院、自証院、松龍院、明王院、蓮成院、浄名院、宝珠院、妙 光院、三学院、蓮藏院、拾三鐘大御堂、南井、千手院、大聖院、安養 院、谷ノ坊、龍華院、常光院、蔵光院、功德院、徳藏院、西林院、宝 光院、明星院、仏地院、三藏院、円満院、玉花院、湯屋跡、慈明(坊)、 慈恩院、華嚴院、光林院、龍徳院、常喜院
佐 保	北小路町 芝辻村 船橋町 不退寺村 法蓮村	寂照寺(浄土宗) 法界寺、接光寺(禅宗) 芳林寺 大念寺 眉間寺*
大安寺	大安寺村 柏木村 八条村	護摩堂 観音庵(融通念仏宗) 惣 堂(融通念仏宗)、薬師寺、大安寺
都 跡	斎音寺村 超昇寺村 五条村 六条村 七条村	蓮生寺 超昇寺 薬師堂、現薬寺、道場 道場 大教寺、極楽寺
平 城	山陵村 秋條村 歌 姫 村	神宮寺 釈迦院 地藏堂
伏 見	菅原村 西大寺村	喜光寺 道場、龍池院
富 雄	砂 村 脇 寺 村	延寿院、道場、世尊院 観塔院、発志院
辰 市	東九条村	善法寺(真言宗)、蔵野寺(融通念仏宗)
明 治	神 殿 村 北之庄村	安養寺(真言宗) 龍腹寺(真言宗)

第一章 明治維新と奈良

明治維新の廃仏毀釈の動きを有する寺院であったが、

た眉間寺は、東大寺の子院である戒壇院の末寺（律宗）にあたり、江戸時代にはかなり栄え、一〇〇石の寺領を有する寺院であったが、

たどった寺々が少なくなかった。聖武天皇陵の東南にあつた眉間寺は、東大寺の子院である戒壇院の末寺（律宗）にあたり、江戸時代にはかなり栄え、一〇〇石の寺領を有する寺院であったが、

廃滅した諸寺 廃仏毀釈の嵐のな

(その2)

校区名	旧村名	寺院名 (宗派)
東市	横井村 八島村 鹿野園村 藤原村	薬師寺 (真言宗) 観音堂、薬師寺 梵福寺 (真言宗) 観音寺
帯解	窪之庄村 山今市村	自慶院 (浄土宗) 円満寺 (真言宗) 隆興寺 (融通念仏宗)、築留寺 (禅宗)
精華	米谷村 中畑村 北椿尾村	寿福寺 (融通念仏宗) 地藏寺 (真言宗) 観音寺 (真言宗)
田原	南田原村 日笠村 誓多林村 水間村	観音寺 (真言宗) 帝釈寺 (真言宗)、下之坊 西福寺、円通寺 (以上真言宗) 多門寺、念仏寺、尾上寺、薬師寺 (以上真言宗)
柳生	興ヶ原村 丹生村	光明寺 (真言宗) 宝蔵寺 (真言宗)
大柳生	大柳生村 阪原村 大平尾村 大慈仙村	念仏寺 (真言宗)、南明寺、西福寺 (真言宗)、多聞寺、金鉢寺、藤井寺 (融通念仏宗) 十輪寺 (真言宗) 万福寺、西福寺、東之坊、金蔵坊、地藏院、上之院 (以上真言宗) 興養寺 (真言宗)
東里	須川村 北庄村 南平清水村 中ノ川村	薬師寺 (融通念仏宗)、丸尾寺、妙蓮寺、羽林寺 (真言宗) 小田原寺 (融通念仏宗)、常福寺 (真言宗) 小田原寺 (融通念仏宗) 阿弥陀寺 西念寺 (融通念仏宗)
狭川	狭川両村 狭川西村 下狭川村	薬師寺、大念寺、西念寺、勝福寺 (以上融通念仏宗)、吉祥寺、吉水寺 (以上真言宗) 薬師寺、龍王寺 (融通念仏宗) 安養寺 (融通念仏宗)、西念寺

注 この表は『奈良県行政文書 旧奈良県廃寺参考』(明治7年)をもとに作成した。この表から漏れた分については他の史料で補い、※印を付した。

のなかで、内山永久寺と同様に跡形もなく廃寺となつてしまつたのである。明治五年（一八七二）十月に奈良県から教部省に「佐保山眉間寺名号廃止之儀ニ付伺書」が提出された（『奈良県行政文書 社寺ニ』。これによると、眉間寺の隆麿は戊辰の年、つまり慶応四年（一八六〇）に復飾し、東御門隆麿と改称したが、寺号は廃止されず、寺禄も従来通り一〇〇石のままであつた。ところが、明治五年七月、隆麿に「不埒之所業」があつて住職を免じられ、寺禄も廃止となつたという。やがてさきの「伺書」は十一月十三日に許可され廃寺となつた。

こうして眉間寺の廃寺後、本尊や四聖御影像など同寺所蔵の仏像や什宝の主なもの東大寺に移された。

また芳林寺は、京都大徳寺の末寺で、もとは漢国神社南方念仏寺門前南側にあつた芳林庵が、貞享元年（一六八四）に船橋町に移されたものであつた。芳林寺も廃仏毀釈の動きのなかで廃寺となつた。明治五年四月二十四日付の奈良県から教部省に提出した「教部省へ伺案」（船橋町芳林寺本山ニ合併之儀）に添付の宇陀郡岩室村徳源寺の蘭叙から提出された「奉願上口上書」は以下のとおりである。

奉願上口上書

境内外

合併之儀ニ付御願

大和国添上郡

一 惣高拾六石五斗七升六合六夕

除地

奈良船橋町

一 此反別壺町四反壺畝廿壺步

舖地

本山城州紫野大徳寺

禪宗

一 客殿庫裏壺棟

壺ヶ所

中本山和州宇陀郡岩室村

芳林寺

一 但梁行三間半

徳源寺

無住

一 桁行六間半

一 屋根萱葺庇瓦葺



一 公役地

老ヶ所

一 滅罪檀家

無之

此反別八畝八歩四厘

式軒役

こうして芳林寺は、本山の宇陀郡岩室村徳源寺に合併され、同寺の管理下におかれたが、その後もない五年七月に廃寺となった（〔奈良県行政文書  
旧奈良県廃寺考〕）。

このほか、町内および周辺村落レベルでの廃寺の状況は表6のとおりである。

宝物類の亡失と五重塔 こうした混乱のなかで、経巻や仏具など多くの宝物類がなくなつた。古書珍籍類の多くが売られ

包装紙とされたり、茶箱の張り紙にされた。唐招提寺の北川智海はつぎのように追懐している。

興福寺には、大きな支倉造りの書庫があつて、仏教の書籍が充滿していました。古來世々の学匠等が自ら著作して納付したのもあり、謄写して納付したのもあり、いづれも心血を注がれたものでありますが、その部冊はほとんど数えられませんした（〔中略〕）。

御一新の際、何の用捨もなく、手に任せて運び出されて、焼き捨てられた書籍は、何万の金子を以ても、ふたたび購求せられませんか。実に狂気の沙汰でありました。元來南都の仏教は、学問仏教といわるべきものでありまして、諸大寺には、いづれも幾多の書籍がありました。当時焼き捨てられた残部の書籍は、小僧どもにより綴糸を切られて反古紙とせられ、奈良塗りの漆器の包紙にせられたり、茶箱の張紙にせられたりしました。明治二十年ごろまで、奈良塗の漆器の包紙は、みな此の類の反古紙でありました。二十銭三十銭の茶盆が天平の写経で包まれて、旅客の手に渡されたことなどもありません。

拙僧の寺院の境内等は掘り起されて、茶畑にせられたので、茶の木が大きくなるに随い、書籍の綴糸を切つて反古紙となし、茶箱を張つたのであります。

さらに金銀をとるために、金泥銀泥の古写経が焼かれたり、千体仏が束ねられて薪にされたりした。

興福寺は明治五年（一八七二）九月、廃寺とされたのち、食堂をはじめ大乘院門跡邸・各塔頭がごとごとく破壊され、土塀や諸門などは撤廃されるというありさまであった。有名な五重塔が三重塔とともに売りに出されたのもこのころである。この間のいきさつについては、水木要太郎の談によると、「打壊す費用はないから、火を放って露盤九輪等の金目のものを焼落して拾い取ろうとしたが、何分にもあの高い建物に火を放てば、近辺が危険であるということ、見合わされた」（『明治維新神』）という。

もっともその価格については、五〇円とも二五円とも、また五円ともいわれている。唐招提寺末寺竹林寺の住職吉川元暢は

丁度私が十五歳の時でした。師の法華院（唐招提寺塔頭の一院）の靈隨上人が、（中略）廃寺となったので五重塔を金五両で町民の手へ売り払うこととなったのです。師もあまりのことで自分が買い取ったのでその後奉行所からは早く取り払えと度々催促されたのでありました。（中略）といってあれだけのものを取り壊せませんでした。また取崩すとしても莫大な費用がかかるのです（中略）。奉行所からお前の方で取り崩せなければアノ塔は金物ばかりを売っても金十五両なら何人でも買うから（中略）とトウトウ奉行所の命令で十五両に買い取られてしまったのです。

と述懐している（『奈良新聞』昭和五、年十一月十一日付）。金具を目当てに五重塔に火を放とうとしたが、類焼のおそれがあった近辺の住民から抗議をうけ、そうこうしているうちに日もたち、結局さたやみとなったというのがこの真相のようである。こうして興福寺はかつての面影をとどめないまでに、さびれたのである（明治十四年二月興福寺の再興が認められる）。

### 興福寺の再興

興福寺勘定方の唐院・新坊に律僧が住持したという歴史的な経緯から、明治八年（一八七五）五月に西大寺住職佐伯泓澄が興福寺の管理を任せられることになった。

同十年代に入ると、興福寺の復興を唱える声がもりあがってきた。そして十三年（一八〇）五月、「興福寺復称宗名再興願」が堺県を經由して内務省に提出された。ついで、もと藤原氏の華族のなかからも興福寺再興願が出された。同十四年（一八一）二月九日に復号が許され、同年九月、清水寺住職蘭部忍慶が兼務任職に任じられた。翌十五年（一八二）四月、興福寺の管理の任にあたっていた佐伯泓澄から管理権を引き継ぎ、興福寺が再興された。

同十八年（一八三）に三条実美や東大寺長老鼓阪芥海などの発起で、興福会の発会式が行われた。『南都興福寺伽藍保存 興福会職員姓名録』（天理閣書館蔵）によると、この会のメンバーには、会長の九条道孝のほか、久邇二品親王・三条実美・近衛忠熙といった皇室関係者、松園尚喜・水谷川忠起の元両院家、法隆寺管長千早定朝、西大寺住職佐伯泓澄、さらに元字侶の朝倉景隆、中御門胤隆らが名を連ねている。

同二十一年（一八四）四月十二日、興福寺還仏会大法要が、再興後の初代管長忍慶が導師となって執行された。

補注 明治五年（一八七）三月、神祇省にかわっておかれた教部省は、国民教化運動をすすめるために、従来の宣教使にかわって神官・僧侶を教導職に任じ、ついで敬神愛国・天理人道・皇上奉戴・朝旨遵守からなる「三条の教則」を定め、さらに神仏合同布教の場として東京芝増上寺に大教院を、地方には中教院・小教院を設立した。

明治七年三月、奈良県でも中教院が設立された。この奈良中教院は元紀州藩屋敷（中辻良）におかれ、当初は仮中教院として出発したが、同年五月、教部省から中教院と称することが正式に認められた。その後、同年十二月に興福寺金堂（当時興福寺は麿寺）へ移転した。

ところで、設立にあたっては県関係者のもとより、教部省の澄川拙三も深くかかわるなど行政主導によって行われたが、仏教各派の足並みはそろわず、他府県でもみられたように奈良県でも真宗は中教院に不参加を申し出ているし、この真宗の行動に対して真宗興正寺を含めた仏教諸宗（七宗有志惣代）が批判の建言書を提出している。この七宗有志惣代には法隆寺・薬師

寺・唐招提寺・西大寺・東大寺などの諸大寺が含まれていた。ただ、本善寺住職の奈良県に提出した願(明治八年五月十八日)などの史料から、真宗は中教院詰の僧侶をおき、その組織に組み込まれていたようである。

その後、明治八年神仏合同布教は禁止となり、各宗が個別に各宗中教院に類する組織を設けることになった(備録一弘「轉輪王講社開設に関するノート」『天理教学研究』第三十二号、平成四年)。

## 第三節 文明開化の世相

### 1 学校のはじまり

維新 新 期 明治維新とともに、新政府の学事奨励もあって、大和では学校の開設があいついだ。各藩では藩 奈良の教育 校の充実や新設がみられ、明治元年(一八七〇)に柳本藩明倫館、田原本藩明倫館(善館のち講)、小泉藩 修道館、櫛羅藩立学校が開設されたほか、すでにあった郡山藩総稽古所は同二年(一八七〇)に敬明館(翌年造士館と改称)となり、芝村藩遷喬館も同三年(一八七〇)に明喬館と改め、新たに同年、高取藩明倫館と柳生藩修文館が開かれた。後者の柳生藩修文館は、この年二月に添上郡柳生村に設立され、教授の長谷川雲外らが藩士卒の子弟の教育にあたった。通学生は三〇人で、漢学を中心に国学や洋書の翻訳書などを教え、学費はすべて藩から支弁されたという(『日本教育史資料』)。これらの藩校は翌四年(一八七二)の廃藩置県で廃校となる。

これよりさき奈良では、明治元年、奈良奉行所の廃止にともない、同講学所「明教館」が廃校となり、私塾明教